

○仮換地分割等に伴う申請手順の変更について

平成27年4月1日より標記申請について、取扱いを以下のとおりといたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

- 仮換地分割に伴う従前地地積の分筆計算資料の提供は、“**仮換地変更願**”受付の後とします。
(申請前には分筆計算資料を提供できません。)
- 申請より、公図調整図・測量図・登記完了証・杭入写真図面の提出期限を2ヶ月と定めます。
- 申請時に**登記事項証明書**(写可)、**印鑑登録証明書**(原本還付可)が必要になります。

〈完了までの流れ〉

申請者：従前地分筆／分割の事前相談



仮換地変更願受付

【1週間】

太田市：指示書・従前地地積の分筆計算資料を提供

※資料コピー代要



申請者：計算結果に伴う公図調整図・地積測量図提出

太田市：分筆証明印・経由印押印 ※分筆証明料要



申請者：画地境界杭設置

仮換地の実測・杭入写真図面

登記完了証図面提出



写真提出・登記完了証提出

(期限2ヶ月とする)